

187  
50

日  
本  
の  
人

全

023031-000-5

187-50

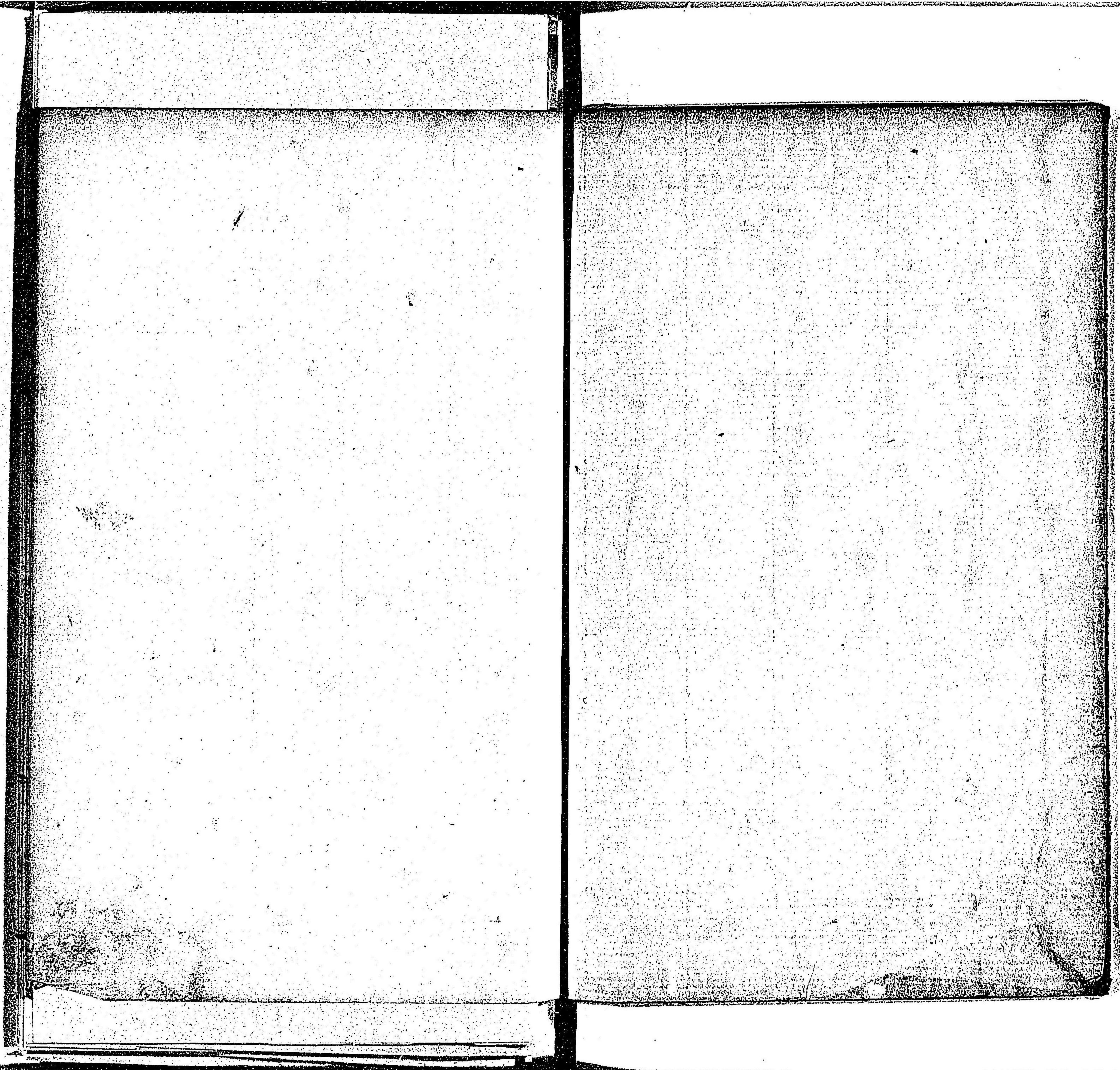
日本人

物集 高見/著

M32

ADB-0998





緒言

内地雜居の御國開闢以來の大變よて、有形、無形、新舊事物の代謝ハ、歳月を追ひて、漸次、社會の上よ見ゆるべし。抑も御國ハ、東洋の舊國よして、神武天皇御即位よりこなとも既、三千五百有餘年を経たり。此の、長き歳月の間ハ、種々の事ありて、附贅縣疣などいふ、無益なる事もあり、秦人、涇よ毒せりこりいふ、有害なる事もありて、やがて、今よ傳へ來されるなどもあれど、亦よ、御國の特なる性質を示して、世界の全體より區別せしむるなどの、極めて大切な事もあり。彼の、誠の教ハ、神語よ發りて、詔勅よ傳へ來よ



る者、奉公の道ハ、氏文ウヂノミチニ遺りて、氏人ウヂノヒトの承け継ぎ來たる者なり。其の外、冠婚葬祭より、飲食、衣服の事ニ至る迄も、みな其の歴史ありて、遠きハ、神代ニ根ざし、近きハ、人皇の初ハジメニ起れるなどもあれば、其の事の、帝室ニ關係し、國ニ終始すべきもあるケ爲メ、氣運を唱へて、皆から、改革を叫び、崑岡の火を煽フキぎて、玉石、俱ニ焚くべきニあらねば、必ず、天吏の淘汰を俟ちて、其の存廢を區別すべきハ、當然の事なるべし。案トキふメ、御國の習俗の上ニ於て、殊ニ、あぢきなく思はれるハ、陰陽、五行、曆日、方位をもて、男女の相生相尅を説き、或ハ、年月日時トキノチの吉凶を占ふなどの事なるを、此の事ハ、都鄙

一般ニ行われて、其の間ニハ、妄説なるを辨へ知りたる人もあれど、因襲の久しきより、世の常となれるをもて、俗を憚り、家を念ひて、強ツヨクちよもえせず、心ニハあらずながら、も、枉カガミげて、配耦を誤り、建築を誤る類ハ、推しなべて然るなり。もと、此の五運六氣などいふ事ハ、中世、陰陽家の造説ニ於て、取るニ足らぬ事といへ、人生、日常の毎事ニ纏綿マンマンして、人の心頭より離れぬをもて、今ニ至るまで、是レケ爲メ、病を得る者あり。財を失ふ者あり。甚しきハ、氣死する者さへもあれハ、雜居の時を、時として、かゝる妖氣こそハ拂ハラてまほしけれ。されど、人情ハ、新奇ニ趨り易きをもて、舊弊を送り

て、新弊を迎ふる類も、無きよはあらず。總て、新奇ハ、尋常の  
事物の上よも、勢力を有てるをもて、優等の事物の上よハ、  
殊よ、勢力ありて、時としてハ、本末をも忘れしめ、是非をも  
顛倒せしむるなれば、慎みても、亦と慎まざる可らず。學術、  
技藝、政治、宗教ハ、彼れの長とする所よして、尤も、優等の地  
位を占めざる者なり。往古、我ハ御國、支那の文學を移して  
より、言語ハ、其の發達を、中道よして止め、文字ハ、全く、創始  
の期を失ひたり。まよ、佛敎の東漸ハ、固有の勇氣を阻喪し  
て、進取の氣象を滅殺せり。古をもて、今を思へば、彼の既成  
の事物ハ、我ハ事物の萌芽を挫き、兼ねて、未成をも壓する

事あるべく、殊よハ、今の雜居の勢ハ、昔時、支那人の來往せ  
し類よあられば、我ハの  
しめて、漸々、衰亡よ歸せしむるもあらん。されば、雜居ハ、慶  
ぶべき事もあり、慶ぶまじき事もあるべし。利害の論百出し  
て、人々、相會へば、必ず、先づ、準備を説きて、英語學ぶべし。佛  
文習ふべしといふ。語を學び、文を習ふハよし。交際の法、接  
待の禮も、亦と悪からず。然れども、百般の事、みな、彼れよ取  
りて、我れよ省みる事なき時ハ、其の危險なる事、いふむら  
りなりらん。薄きを履み、深きよ臨むといふハ、一人を危む  
なり。機緒たえて、海を渡るといふハ、衆人を危むなり。國の

歴史を監みずして、他邦の俗を學ぶ事あらば、世を擧げて危むべきなり。支那の文學と、佛教と、我が殷監なり。御國の言語は、ますます、發達を圖らざる可らず。固有の勇氣は、いよく、鼓舞せざる可らず。さはいへ、雜居は、もと、彼我、二人の事なれば、我れの、彼れを學ぶが如く、彼れの、我れを習ふもあらん。我れは、我れを守れば可なり。彼れも、亦、然るならん。然れども、彼れは、萬里の波濤を渡りて、異域に來る客人なり。氣候は、順正なるもせよ、山水は、明媚なるもせよ、人情風俗の變れるは、自然と、故郷を懷としめん。越鳥の、南枝は、巢くひ、胡馬の、北風は、嘶くといふも、實は、他郷

の風物の然らしむるなれば、御國人は、御國の君子國と稱へられざる名よかなへて、其の遠來をねぎらひ、新居をいとむり、郷黨の習慣を知らせ、四隣の交誼を厚くして、永く同胞の人とらしむべし。されば、此の篇は、初は、御國人の性情と、習慣とをいひ、次は、其の生存のさまと、行事のやうとを述べ、終は、其の風韻を説きて、美術といふ事と及ぼせり。是れ、一は、御國人の記憶の料とし、一は、外國人の、御國のやうを知らぬ者よ便せるまで、山の枝折の、歸路を示し、海の浮標の、淺深を案内せる意をへよ、效へるなり。諺よ、いふ、善く走る者よ、躓くといふ、熟知の事を語るも、全

く無益よあらざるべし。まゝいそく遊ぶ者ハ溺るといふ。未知の事を語るハ、小冊子も亦々、小補なきハあらざるべし。かくいふハ、時ハ、明治三十二年四月むかり、人ハ、朝日ハ、やく櫻ガ本の主人、

日本の人

目次

一 緒言

一 大日本國

國號  
國風  
人情  
言語

一 敬神

氏神  
産土神  
氏子  
神祭

一 尙武

後光明天皇の御勇  
魚賣八兵衛の勇  
文覺上人の勇  
佐倉宗五郎の勇  
外征のゆゑよし  
歸化人

一 生存のさま

衣食住  
淡泊、清潔、

一年中の行事

式日 大祭日  
新年の式 鯉鱒  
雛祭 疊踊  
霊祭 紐解  
袴着 糺搗  
煤掃 福大黒  
厄拂  
百八の鐘

一 四大禮

元服 烏帽子親  
婚禮 烏盛  
送葬 墳墓  
先祖祭 年忌

一 風韵と美術と

書畫 骨董  
築山 泉水  
歌の評  
文字の評  
屋造、器物などの評、  
浮世繪、油繪などの評、

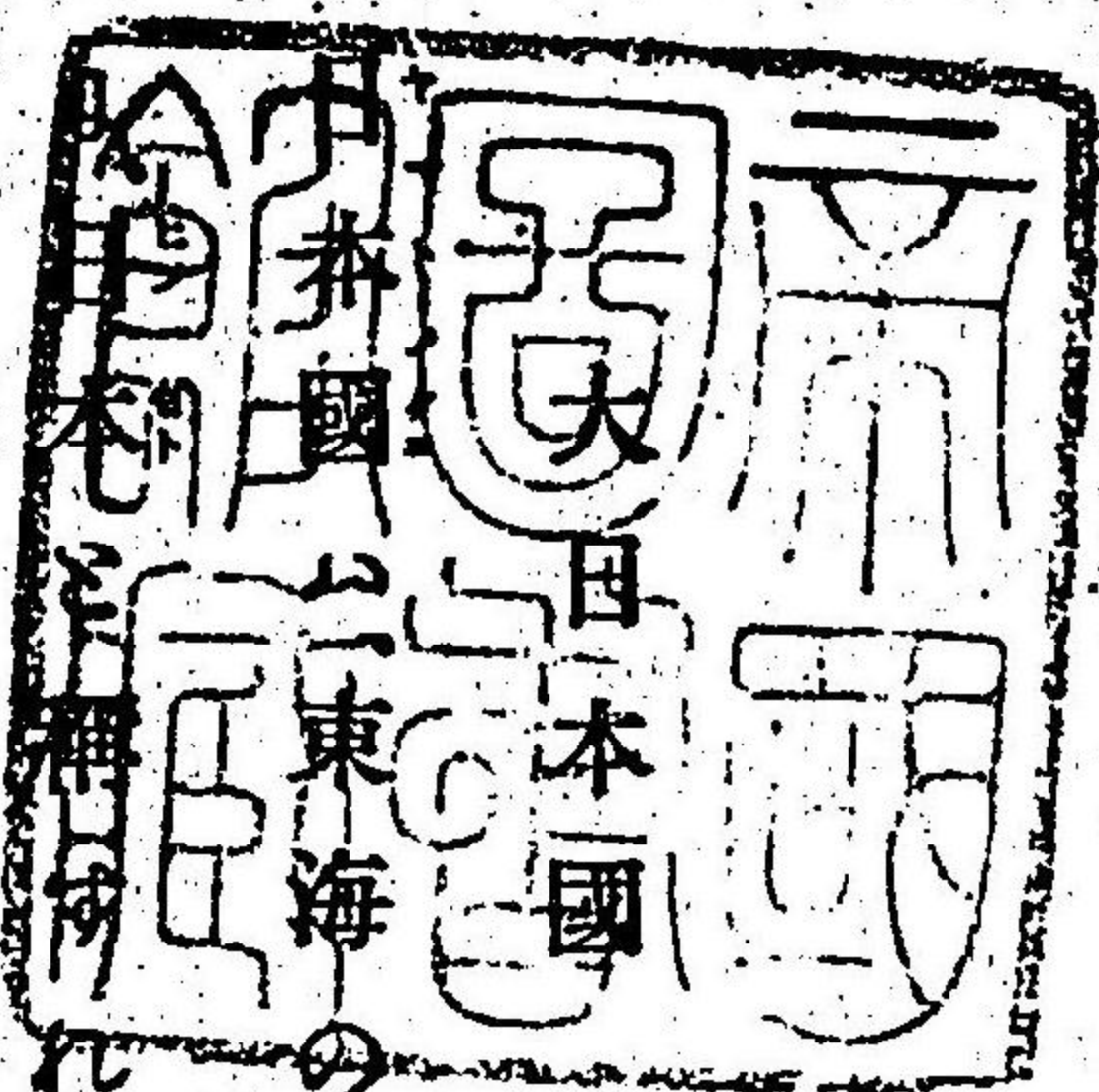
附録 蒙古來とる

助國、景隆の戦死、  
蒙古勢、海上の陣とて、



太宰府勢、陸地の障りて、  
通有、季長の勇戦、  
全国騒動のさま  
荒島風  
後宇多天皇の御歌

日本の人



豊後

物集高見

著

大日本國の中は在り。大陽の出づる處は位すれば、  
常陸國とも呼び、浦安國とも呼び、細戈千足國とも呼び、葦原瑞  
穂國とも呼び、扶桑國とも呼び、此の國は、天候正しく、風雨時は順ひ、  
寒暑序を失わざるをもて、陸は、飛禽走獸繁殖し、海は、  
巨口細鱗群を成して、喰啗へり。然るのみならず、陸は、河

水、縦横に流れて、耕作に便し、海は、洲崎あり、磯山ありて、網を引き、舟を繋ぐに宜し。また、陸上は、草木の、四季は、花を開くあり。海邊は、白砂、青松の、數點の人家を間ふるあり。一望の江山、畫圖の如く、うらや、武陵、神仙の境を疑えしむ。此の國の住民は、天性、樸直にして、虚飾なく、温和にして、物に逆ふを好まず。發音、清朗にして、言語、分明なり。習俗、神祇を敬ひ、勇武を尚び、まこと、極めて、惻隱の心ふりし。住民の、此の、性情、習慣を生ぜる、由來、偶然にあらず。其の人、東海の麗氣を感じて、山水秀逸の間は生まれ、衣食給りて、他は求むる事なければ、亦、海外は出づる勞なく、常に、國內は團

樂して、俯仰、無爲の樂を享くれはなり。此の國は、寶祚無窮の君おとしまし、惟神の道をもて、國民を統へ給ひ、國民亦、開闢より扈從し來りて、千萬歳に至らんとせり。されば、上古は、君民の間、一家の如く、君は、民を、子とし、民は、君を、父として、父は、子に教へ、子は、父に習ひて、君、皇祖の天神を齋き給へば、民も、其の氏神を齋き、君、城地の神を崇め給へば、民も、其の産土の神を崇む。宮中は、佛を祭り給へば、民家も、寺を建つる者あり。宮中は、節會を行ひ給へば、民家も、桃と菊との時を忘れず。殊に、神事ハ、上下、盛んに行われて、祈年の日を慎み、新嘗の夜を守るも、昔は、嘗と

宮中のみの御事ハあらざりき。今、地方ハ祈雨、祈晴の行事あるも、古風の存せるまで、政事始の日、先づ、神宮の御事を奏せしめ給ふも、神事を先よし給ふまで、古來の風儀を存せしめ給へるなり。

されば、此の御國の君民ハ、父子の如くまで、義ハ依りて離合するまあらねば、忠孝ハ、一事よしして、二途ハ解釋するを許さず。楠公と藤房の卿とハ、俱ハ忠臣なりと雖も、御國人ハ、楠公を稱して、時ハ、藤房の卿を諷する者あるべく、支那人ハ、藤房の卿を稱して、或ハ、楠公ハ、惜む所あらん。是れ、藤房の三諫して退きざるを、臣道の上乗とせるまで、正成の、泡

となりて、湊河ハ消えざるを、暴虎馮河ハ類ふればなり。抑も、支那ハ、東洋、亞細亞の大陸、日本と、一葦水の地ハ在りて、人情風俗の相似する、千有餘年の友邦として、上世ハ、其の文物を移して、制度、法律より、衣食、工藝ハ至るまで、多くハ、支那を學びたり。特ハ、支那ハ、義理の學ハ長けて、世々ハ、學者を出とし、君臣、父子、夫婦、兄弟、朋友等の倫理を講明する事、幾年、幾人といふを知らず。其の説、詳密よしして、殆んど、餘蘊なしと雖も、然れども、人の感情ハ、社會の組織ハ因りて異なるが爲ハ、是非の論も、亦ハ、一律ハ正す可らざる事あり。支那の如き、歴代ハ、異姓の人を載く國よししてハ、諫め

て聽られねば、周の粟を辭して、已れを潔くするも可ならん。然れども、日本の如きは然らず。君は、神と同一くして、姓氏なく、姓氏は、唯と、民の、君は奉公するは用あり。姓氏は、太古、民の長者、其の族を率て、山海は依りて、君は仕へりしをもて、山部、海部を呼びしは起れり。されば、日本は、君ありて、民ある國なり。民ありて、君ある國はあらざるなり。更しといへば、君は親なり。民は子なり。親ありて、子あるなり。子ありて、親あるはあらざるなり。されば、此の御國は生まれて、此の社會は成長せる者は、君は仕ふるは、親は事ふるが如くは、忠孝の名は存すと雖も、道を、二途は履まぬが爲

は、湊河の藻屑なされての世も、忠臣楠子之墓を仰ぐは無けれど、北山の跡は晦くして、名をさへは忘れんとせり。此の御國人の、物に接する、亦、其の天性を見るべし。逆えず、争えず、譬へば、春風の、人を吹くが如く、言語は、喉音おほくして、唇音すくなく、音調舒緩にして、急促の韻なければ、清く朗々なる事、洵は、東海の豁達なるは骨々ふべし。まゝ、言語は、敬語あり。卑幼の、尊長に對する語法にして、實は、此の社會を代表する者なれども、外人にしては、一朝にして學ぶべきはあらず。天文の頃は來りし外人の、日本語を評して、至難とせしも、多くは、敬語の爲なり。日本西教史(日本人の言語)

一種壯意を兼ねて、且つ美に、羅旬、厄勒に勝れる事、疑なし。其の語、數多にして、人に因りて用ふべき語、自ら異なり。譬へば、賤人の貴人に相對する、少者の公、老候、大人の口とせらるる事あり。輕蔑の語にあらざるも、平人の口より出づると、女子の口より出づるとに因りて、書記する所、意の異なる所と同一ならず。尤も此の國語の奇、著書、刷印する所と異なり。また、數字にして、僅かに、一語意を合む者あり。また、彼、外國人の如く、語、數多なるも、至難ならず。而して、此の國語の、其の時と、公衆の前に、之れを、談話する時、聽者の笑を、免れざるなり。されば、敬語の消長、國の盛衰とも關する事あるを、世は、學者といへるゝ人も、目よ、國史なきは、長物と説く者あり、不便と論

ずる者ありて、今し、廢棄を企つと聞くは、誠り。虚見津大和國ハ、皇神のいつくしき國、言靈の幸をふ國、齋部宿禰のいへらく、上古の世、未と、文字あらず、貴賤老少、口々相傳へ、前言往行、存して忘れず、實よや、上れる代の物語を傳へ、ふるき世の手ぶりを遺すは、いふも更なり、行手の杉の標、立ち、古今（我が宿の三輪の山本、こひし野中の水、もとの心をくまするも、古今（いよしの心）をみる人ぞくじ）是れなるを、是れをさへよ、他邦よ倣えましやハ。國人よ、貴人おえすれハ敬語あり、貴人おえせねば、敬語なきハ、自然の理よして、民の、敬語を呼ぶハ、亦、國體を呼ぶ者なり。されば、敬語ハ、もと、貴人

一人は聞えしなるを、君は親の如く、民は子の如く、國風は家風も移りて、君は聞ゆる語は、親を呼ぶ語となり、親を呼ぶ語は、一家の尊長を呼ぶ語となりて、弟妹は、兄弟も用ひ、僕婢は、主人も用ひ、少者は、長者も用ひ、遂は、一種の國語となりて、人々の交際も用ふるなり。是れ、自卑他尊は、人の美德もして、愛慕親睦の情を表するも適へばなり。

### 敬神

此の御國人は、神祇を敬ふ事切なり。神風の伊勢の宮の御事、申すも畏し。官幣、國幣の兩社は、朝廷の奉幣あれば、申すも更なり。縣社は、縣の鎮守、郷社は、郷の鎮守もて、古き

は、千年、二千年を歴するもあり。まゝ、村社といふあり。村の鎮守もて、村民の、殊は親しく奉仕する神社なり。總て、神社は齋ひ奉れる神とちよは、神代の神もおとしまじ、家々の氏神、まゝは、國家は功勞ありし人との神、靈もあり。産土神と稱ふるは、其の土地は鎮座し、まはる大神を申すなれば、官幣社もあるべく、國幣社もあるべく、まゝ、縣郷村社もあるべきなり。

神社は、年々、春秋などの時を定めたる祭日ありて、其の祭日は、老少男女、人浪うせて群聚す。祭禮の式は、大抵先づ、神樂といふ古樂を奏し、次は、其の神社は縁ある、種々

の行事あり。例へば、歳神の神社より、早少女の田植の式、八幡の宮より、軍人出陣の式の類の如し。祭場より、豫て注連縄を延べ、緋垣、斑幕などを引くもあり。また、眞堅木の神籬を作り、五色の旗を樹つるもあり。また、山車、傘、梓、獅子、作馬などをもち飾れるもあり。境内の諸處より、笠懸、流鏑馬、猿樂、田樂などの、古風なる行事もあり。競馬、相撲、芝居の狂言などの、今様なる手ぶりもありて、終日、終夜、或は、連日、連夜、祭禮を賑せしむ。此の日、氏子とある家々より、氏子といふも、其の氏の子孫といふ事なれども、今のうちまかせて、産土神に對へて、其の土地の住民といふ事となれり。業を廢めて參詣し、或は、祝宴を開くもありて、親族また、客人の、遠方より

來るもあり。此れは、是れ、定期の祭禮にて、また、祈雨、祈晴、悪疫退散、天下泰平等の臨時の祭あり。また、産上神より、生兒の宮參といふ事あり。氏子出生の奉告と、其の將來の幸福を祈ること爲し、生後、三十日、若くは、三十三日、參詣する儀式にて、遍く、都鄙を行はる。

抑も、御國人の、古來、斯く、神祇を尊崇するは、朝廷に倣ひ奉れるまで、神武天皇の、皇祖天神を、鳥見の山中に祭り給ひて、忠孝の道を教へ給ひしより、なほ、國民みな、其の氏神を祭り、其の父母の墳墓を營み、また、其の産土の神を祭りて、國家の大事より、一家の小事に至るまで、吉凶禍

福すべし、神社に奉告する習慣となりしに、近きは、日々  
よも参詣し、遠きは、月々、年々よも参詣すと雖も、營業よ、暇  
なきは、然のみもえあらで、豫て、家よ、神棚とて、神を齋へる  
棚を設け、毎朝、御飯の初穂を供へて、既往の神恩を奉謝し、  
後來の幸福を祈るなり。されど、尙ほ、其の、信仰の篤き輩は、  
一郷一村よ、講を結びて、毎月、若くは、毎年よ、講中より、總代  
を出さして、其の、本宮、本社よ参詣せしむるもあり。

尙武

此の御國人は、亦よ、勇武を尙へり。然れども、唯よ、縣守の、水  
底よ、大蛇を殺し、巴提便の、雪中よ、猛虎を刺しとる類の勇

を稱するよあらず。縣守の、仁徳天皇の御時の人なり。此の人、吉備國  
を稱するよあらず。縣守の、仁徳天皇の御時の人なり。此の人、吉備國  
ますと聞き、劍を抜き、水中に入りて、悉く、蛇族を殺したる事あり。また、  
臣巴提便の、欽明天皇の御時の人なり。此の人、百濟國に在りし時、大雪ふり  
し時、其の、兒の亡せたるを尋ねて、虎の足印を見出でしかば、其の跡を  
て行くに、巖窟の間に、猛虎うづくまり居り。巴提便の來たるを見て、大口を  
開きて、一躍して、遂に刺殺して、皮を剥ぎて、歸りし事を執へ、大蛇を  
右手に、刀を持ちて、遂に刺殺して、皮を剥ぎて、歸りし事を執へ、大蛇を  
殺し、猛虎を刺すも、勇は、固より勇なりと雖も、心膽の勇は、  
更よ、此の勇よりも勇なり。心膽の勇とは、志操の剛毅堅忍  
よして、能く、百難よ克つを謂ふ。後光明天皇の、雷雨霹靂  
の下よ、神色自若として、端座し給ひ、まよ、板倉重宗よ、屠腹  
を許し給ひしも、此の勇なり。後光明天皇の、天性、いたく、雷を厭ひ  
の來たらんとするを危み給ひしかば、如何もして、此の天性に打克たんと  
覺したらんとす。或年、一天、猛雷よ、雷雨、殊に、烈しかりし時、故さらし、簾外に端



居給ひて、強ひて、電光の閃々たるを仰ぎ給ひて、遂に能く性に克ちて、また長  
れ給ひて、強ひて、電光の閃々たるを仰ぎ給ひて、遂に能く性に克ちて、また長  
御氣色もなうりし、幕府の聞と傳りて、所司代とばして、幕府に聞ゆべき辭もなく侍  
腹の状を見ねば、然らば、南殿に、堀を設け、其處にて自裁すべしと許し給ひ  
し、か、重宗、恐れ、戦きて、幸う。魚賣八兵衛の、日夜號泣して、火葬  
の、聖旨も、悖れるを、諫争せしも、此の勇なり。魚賣八兵衛の、承應  
三年九月、後、光明天皇崩御の、聞ありて、御葬儀は、持統天皇、御在世の間、常に、舊  
式と聞えし、か、八兵衛、傳へ、聞きて、大に驚き、天皇の、御在世の間、常に、舊  
典の廢れたるを、歎かせ給ひて、其復興をこそ思召したりしを、如何なれば、  
よ、傍觀して、在るべきに、あらざると、心を決して、仙洞の、庭に拜伏し、百司の門  
に、跪き、日夜泣き、叫びて、哀願して、止まざりしは、どに、大方ならず、人心を感  
の、御式に、依らしりたりと、いふ。文覺の、那智の、瀧壺、も行ひし、荒  
行も、此の勇なり。佐倉宗五郎の、家綱將軍も、直訴を遂げし

も、此の勇なり。  
此の勇ハ、小ますれば、身を立て、家を起すべく、大ますれば、  
敵を防ぎ、國を守るべし。北條時宗の、蒙古を退け、加藤清正  
の、馬瀨を飲み、清正、朝鮮の役、濱田彌兵衛の、甲比丹を捉へ、山  
田仁左衛門の、暹羅王を助けしも、亦、みな、此の勇をもて、  
國威を保ち、國光を輝らしむるなり。古よいへらく、額かぶまハ、  
箭ハ立つとも、背かたまハ箭ハ立るといふ。此の、十の卷の、日本紀、三  
あ、是れ、實よ、日本男兒の安心よて、數千年來、東海よ屹立し  
て、嘗て、秋毫も、外侮を受けざりしハ、其の安心の在るよ因  
れり。然れども、亦、甚と、義を重んじて、假初かまも、他邦を侵

略せし事なし。彼の神功皇后の、三韓を征し給ひしハ、韓人の、三まきく、九州の地よ來りて、熊襲を煽動せしガ爲まして、豊太閤の、文録の軍ハ、朝鮮人の、文永、弘安ハ、蒙古の先導となり、應永ハ、韃人の先導となりて、壹岐、對馬及び、肥前の諸島を掠めて、筑前、博多の津よ亂入せしハ、因りしなり。まよ、近く、日清の事ハ、實よ、東洋の平和を保らんガ爲まして、亦よ、已む事を得ざりしなり。されバ、唯よ、他邦を侵略せし事なきのみならず、亦よ、能く外人の難を避くる者歸化する者を憐れむハ、古代よりの風習よして、今も、亦よ然るなり。歴朝の間、外人を撫育せし事、幾度といふ事を知

らす。殊よ、天智天皇の御時ハ、一時よ、百濟の歸化人、二千餘人を、東國よ住ましめ、四百餘人を、近江よ居き、田を給ひ、農具を賜ひて、其の生を養せしめ給ひし事あり。されバ、姓氏録よ載せたる諸蕃の數ハ、三百餘氏の多きよ至れり。

生存のさま

御國人の衣食ハ、古今よ因りて少差ありと雖も、食ハ、五穀菜蔬を用ひ、かゝるも、魚肉及び、鳥獸の肉を用ひ、まよ、兼ねて、少量の穀酒を飲む。衣服ハ、絹布をも着ると雖も、多くハ、草綿の織りたるを着るなり。まよ、家屋ハ、萱葺、瓦葺ありて、座敷といふ室あり。座敷ハ、書畫を掛け、香爐を居る。

花瓶を立て、棚よハ、樂器を載せ、文具を備へて、室内を裝飾すと雖も、もと此處ハ、武人、參禪の處よしして、床ハ、佛像安置の床、棚ハ、附伽棚よて、時ハ、禪録なども載せらるなれば、武人ハ、此處を、書院と名づけて、平生の居室として、客人よも接せしより、いつしり、客人を請する最上の處となりて、今ハ、一般の人家よも、此の室を設くるなり。まよ、御國人ハ、嗜好、きそめて淡泊よしして、物の清潔なるを愛せり、嗜好の淡泊なるハ、物産の豊饒なるよ因るなるべく、清潔を愛するハ、國の周邊すべて清淨なるよ有るなるべし。此の御國ハ、海水、日夜よ、洲の四邊を洗ひ、山風、間斷な

く、陸上を拂ひて、磯、回よ碎くる浪の景色も、岡邊よ咽ぶ松の韵も、森羅萬象、みな清くして、常よ、其の潔きよ習せしむればなり。されハ、御國ハ、殊よ、穢を忌みて、神代の昔より、人皇の今よ至るまで、祓禊をもて、重要な事として、祭事よハ、言ふも更なり、家屋の建築よも、先づ、其の式を行へり。されハ、まよ、穢よ觸るゝ事あれば、海水を洗ぎ、白鹽を撒きて、物を淨むる風、遍く、都鄙よ行をる。

されハ、其の一日の行事よハ、寢具ハ、朝よ斂め夕よ展べて、一點の塵をよに居ゑず。朝よ起出づれば、口を嗽ぎ、面を洗ひ、髪を梳りて、室を掃き、席を拭ひ、庭上、及び、門の内外を灑

掃し、まゝ朝あさは、身體を淨めをせれば、神棚かみだ、靈屋たまげを拜み、父母  
家族の安穩を祈る。まゝ朝あさは起出づれば、父母の安否を問  
ひ、夜間、就寢の時ときに至れば、父母ちちは、其の由を告ぐるなり。

年中の行事

御國人の一年の行事ことは、式日、大祭日おほまつりは、國旗を、門戸かどは掲  
げて、祝意を表し、家族團欒して、冷酒を飲み、赤飯を食ひ、業  
を休むやすむは、一般の習慣しゅうかんにて、酒さけ、焼やくめても用ふれども、祝酒しゆしゆに  
新年しんねんは、門かどは、松と竹とを立てて、注連繩しゆれんじゆ、齒は、交まじ、讓や、木き、小松こまつ、海うみ、鰻うなぎ、橙だいだいなどをもて飾りかざ  
る。是れこれも、齒は、交まじ、讓や、木き、小松こまつ、海うみ、鰻うなぎ、橙だいだいなどをもて飾りかざ  
る。

を居いる、神棚かみだ、靈屋たまげも、注連繩しゆれんじゆを延のべ、齒は、交まじ、讓や、木き等を飾りて、  
ちひさき鏡餅かみもちを供ふ。一日より三日までまでは、一家一堂いっかいちやうは集  
りて、雜煮ざしゆの餅もちといふを食ひ、屠蘇とそといふ藥酒を飲みて、新  
年を祝ふ。尙ほ、舊式きうしきは依れる人ひとは、七日しちじつは、若菜わかしやの粥かゆ、十五日  
は、小豆あずきの粥かゆを食ひ、十一日じゅういちじつは、具足ぐそく開ひらくとて、饗あは供へる  
餅もちを煮て祝ふ事あり。まゝ、十六日じゅうろくにんじつは、奴婢ぬひは、一日の暇あそびを  
とらせて、里さとは歸りて遊樂するを許す事ありて、是れを、宿しゆく  
居いといふ。七月十六日しちがつじゅうろくにんじつは、亦また、此の事あり。  
歳首としのこは、屠蘇とそ、雜煮ざしゆの式を畢れば、産土神うぶつちのかみ、氏神うぢのかみ、先祖せんぞの墳墓ふんぼ  
は參詣さんぎし、まゝ、親族、知人の家を訪ひて、新年の祝詞を述べ

總て、歳首トシノカミよハ、家族を戒めて、靜肅を守らしむるを、童男トコナリハ、紙カミ鷹トビをあけ、童女トコメハ、羽子ウツコをつき、夜間ヨルハ、雙六フタハシ、歌牌ウタヒラの遊アソビ、戯ヒシありて賑にぎしきま、萬歳マンザイといふ者、素袍ソウボウ、烏帽子カウモリの打扮ウチハシよて、鼓タビを打ち、扇アヒを鳴なし、大紋オホモノの袖そでを翻かして、家毎イカエノチよ、萬歳マンザイを唱なへてありくも、踏歌フミウタの餘波ヨリナミおぼめきてめでとし。

三月三日ハ、昔ハ、上巳ウヘノミの節ふしとて、艾餅アヒコを食たひ、桃花トウカの酒サケを飲みみ、五月五日ハ、端午トコノエの節ふしとて、粽チマを食たひ、菖蒲アヤブの酒サケを飲み、まゝ、菖蒲アヤブを、屋上ヤウジョウよ挿さして祝いわひしりしを、今ハ、新曆シンリキよて、桃モモも、菖蒲アヤブもまどしけれハ、其の事コトハ無なくて、唯ただと、三日ハ、童女トコメの節ふし供つととて、床トコよ、雛人形ヒナナガを祭まつり、五日ハ、童男トコナリの節ふし供つととて、門カドよ、

布ヌ織オリ、紙カミ鯉コイを樹たつる事コトとなれり。

七月十五日ハ、中元ナカノノとて、親族オヤジツの往來ウライあり。まゝ、此この日ひハ、盆ハシ

とて、先祖センゾの靈祭レイサイあり。盆ハシハ、もと、盂蘭ウラン盆ハシよて、佛家ブツカの事コトなれ

ども、起原キゲンハ、もとあれ、時ときを定めて、先祖センゾを祭まつるハ、孝子コウジの志こころ

よて、先祖センゾの靈祭レイサイハ、上古ウコハ、二月ニゲツ、四月シゲツ、十一月ユキグヒに行いたれて、官符クワンフさへにあり

氏神ウヂガミ、多在オホシ、畿内キノウチ、毎年毎年、二月ニゲツ、四月シゲツ、十一月ユキグヒ、何ナニ廢スレ先祖センゾ之常祀ノトコノミ、若シ有ア申マウ請コト者ノヒト、直ナカ下ノ官宣クワンセン、如此コノカド之類ノカド、往還ウキタ有程アリケル、不得ナラズ任意ニヨリ留連ルイエン、經ス日ヒ遊蕩ユウダウ、などあり、宮中ミヤナカ

よも、春秋シュンシュウ二季ニキよ、皇靈祭ミカドレイサイを行いせ給たまへり。盆ハシの靈祭レイサイハ、十三

日ヒより始はりて、十六日ジュウロクニチよ終はる。盆中ハシナカハ、墓前ハカド、靈前レイゼンよハ、時ときの物モノ、

特トクニよ、蓮葉レンエフよ盛もりさる強飯ツヨクイを供たまへ、香カを焚たき、燈籠トウロウをこもす。

市中シチナカハ、五色イツシキよ綵いろれる、或ナラバハ、種々シュンシュンの形かたちしさる燈籠トウロウを、戸外トウガイよ

もごもし、まゝ、神靈を慰むとて、音頭をとりて踊る事あり。是れを、盆踊といふ。七月の靈祭に、燈籠をともす事、後堀河天皇の武田義信など、市中の燈籠見に出でたる由、甲陽軍談にみえたり。九月九日ハ、重陽の節供とて、昔ハ、菊花の酒を飲み、栗子の飯を食ひしりしりど、今ハ、季節の異なる爲、二種の物なければ、其の事なし。十一月十五日ハ、小兒の紐解、袴着、まゝ、元服しる男子の、産土神に参詣する事あり。元服の事は、下の四。

十二月ハ、歳暮の月なれば、家々ハ、煤掃の事あり。まゝ、新年は用ふべき餅搗の事あり。まゝ、三十一日の夜ハ、除夜とて、一年の終の夜なれば、神棚、靈屋ハ、神酒、神饌を供へ、家族

一堂よて、年を重ねる歳飲を食ひ、夜半すぐるまでハ起居て、一年の間はありし事どもを語りてあり。十二時を過ぐる程よりハ、此處彼處の寺々ハ、百八の鐘といふを撞鳴して、歳、既ハ暮れざるを報すれば、九州とりの市中ハ、福大黒と唱へて、蛭子、大黒の繪を賣りありく者あり。鐘の數、漸く積れば、ハ、聲の雞鳴きりとし、紫とちとる雲、東天ハ、棚引きて、新年の日輪ハ、やさいづ。昔ハ、此の夜、追儺といふ事ありしりど、今ハ、節分の夜ハ、福ハ内、鬼ハ外と叫びて、熬豆をもて、戸障子を打つ事となりしハ、是れも、此の頃ハ、漸く稀まなりて、唯と、門外ハ、厄拂の聲を聞けど、物乞

の聲なれば、聞かずともありなんかし。

#### 四大禮

冠婚葬祭の四大禮ハ、人事の重き者として、昔ハ、其の式も嚴<sup>まじ</sup>なりしを、後世ハ、やうく薄らぎしり。冠<sup>かむり</sup>ハ、加冠の禮<sup>れい</sup>まで、今の元服をいふ。元服<sup>げんぷく</sup>ハ、元<sup>もと</sup>めて、大人の服を着るをいふまで、少年の、大人となる禮<sup>れい</sup>なり。此の式ハ、昔ハ、十五歳<sup>じふごさい</sup>或ハ、十七歳<sup>じふしちさい</sup>まで行ひて、冠<sup>かむり</sup>を着せ、烏帽子<sup>からかぶ</sup>を着する等の事ありしり。バ、加冠<sup>かかん</sup>の役<sup>やく</sup>、理髮<sup>りはつ</sup>の役<sup>やく</sup>などいふ役人ありき。加冠<sup>かかん</sup>の役<sup>やく</sup>ハ、烏帽子<sup>からかぶ</sup>を着する役<sup>やく</sup>まで、まゝ、常<sup>とこ</sup>ハ、烏帽子<sup>からかぶ</sup>親<sup>おや</sup>と稱<sup>なづ</sup>しり。まゝ、此の日、幼名<sup>わらわな</sup>を改<sup>か</sup>めて、實名<sup>まことな</sup>をつくる等の事あり。

りき。されど、今ハ、此の式ハ、廢<sup>ぶ</sup>れて、唯<sup>ただ</sup>と、十一月十五日ハ、男子<sup>おとこ</sup>ハ、袴<sup>はかま</sup>着<sup>き</sup>、女子<sup>おんな</sup>ハ、紐<sup>ひも</sup>解<sup>ひ</sup>といふ祝儀あり。三歳<sup>さんさい</sup>、五歳<sup>ごさい</sup>或ハ、七歳<sup>しちさい</sup>ハ行ひて、神棚<sup>かみだ</sup>ハ、神酒<sup>かみざけ</sup>、神饌<sup>かみじ</sup>を供<sup>とも</sup>へ、赤飯<sup>あかひ</sup>の饗應<sup>けいおう</sup>ありて、産土神<sup>うぶつちのかみ</sup>ハ參詣<sup>さんぎ</sup>する儀式あり。まゝ、婚禮<sup>こんらい</sup>ハ、媒酌<sup>ばいしやく</sup>の人ありて、其の父母<sup>ちちおや</sup>ハ議<sup>かた</sup>り、父母<sup>ちちおや</sup>ハ、まゝ、其の男女<sup>おとこおんな</sup>ハ告<sup>つ</sup>げて、意思<sup>いし</sup>の投<sup>な</sup>合<sup>あ</sup>ハ依<sup>よ</sup>りて行<sup>い</sup>ふ。式日<sup>しきじつ</sup>ハ先立<sup>さきだち</sup>ちて、男女<sup>おとこおんな</sup>の父母<sup>ちちおや</sup>、約束<sup>やくさく</sup>の贈答<sup>くわうたふ</sup>あり。是<sup>こゝ</sup>れを、結納<sup>むすなは</sup>といふ。式の當日<sup>あつじつ</sup>ハ、床飾<sup>とこざし</sup>の外<sup>ほか</sup>ハ、高砂<sup>たかさご</sup>の島臺<sup>しまだい</sup>とて、洲濱<sup>すゝま</sup>の形<sup>かたち</sup>しる臺<sup>だい</sup>ハ、松竹梅<sup>しょうちくばい</sup>の造花<sup>ぞうか</sup>、まゝ、尉<sup>ゑい</sup>と姥<sup>うば</sup>との人形<sup>にんがた</sup>を立てしる、或ハ、蓬萊<sup>ほうらい</sup>の押臺<sup>おしだい</sup>とて、是<sup>こゝ</sup>れも、同<sup>おな</sup>く洲濱<sup>すゝま</sup>の臺<sup>だい</sup>ハ、松竹梅<sup>しょうちくばい</sup>の造花<sup>ぞうか</sup>、まゝ、鶴龜<sup>つるかめ</sup>の作物<sup>さくぶつ</sup>を立てしるを居

あて、席上を飾る。本式の作法にてハ、此の二臺を、男女二人  
よ配して居うるなり。さて、男女ハ、媒酌人の夫婦來り  
て、雄蝶雌蝶の銚子よ盛りたる冷酒をもて、三々九度の盃  
を交さしむ。まゝ、葬禮ハ、其の人の信仰よ依りて、神佛等の  
式ありて、一様ならずと雖も、總て鄭重よして、出棺の行列  
ハ、棺前ハ、手火を執る者、提灯を捧ぐる者ありて先立ち  
五色の旗、時の花、眞堅木、香爐、神官、僧侶の、引導を勤むる者  
つゞき、銘旗、靈牌の類、まゝ、其の次よ續き、棺後ハ、親族、奴  
婢、及び、生前の知人等、供よ立ちて送る。行列極めて靜肅よ  
して、途上、唯と、沓の音、車の響を聞くのみなり。式場よ至れ

ハ、誄辭、讀經等の事ありて、畢れば、親族より初めて、供の人  
の拜禮ありて、玉串を捧げ、香を焼く。さて、棺ハ、埋葬、火葬の  
二様よて、墓所よ葬り、墓標ハ、石を建てて、月忌、年忌を定  
めて、永く、子孫よ祭らしむ。祭祀を重んずるハ、御國の風俗  
よて子孫の長久と繁昌よを願ふも、祭祀を、後世よ傳へて、  
盛大ならしめんと思へばなり。されハ、月忌、年忌を慎むハ  
更よも言えず、一家よ起れる事ハ、幸となく、不幸となく、墳  
墓よ詣りて告ぐべきなり。是れ、古の道よて、宮中ハ、常  
よ、嚴りよ行せ給へり。彼の維新の際、日清事件の時、勅  
使、特よ、畝傍山、東北、陵と、月輪東山、陵とよ參向ありしハ、近



く、人の知れる事なるべし。

風韵と美術と

御國人ハ、風流閑雅ふして、家業の暇なきも、たましく、浮世、半日の閑を得れば、詩歌、管絃、書畫、骨董を玩びて、志を述べ、懷を遣り、まゝ、時よ、香を焚き、茶を啜りて、閑寂幽遠の情を養ふ。春秋ハ、山野を逍遙して、花を見、紅葉を狩り、或時ハ、草を摘み、蟲を聴く。照りもせず、曇りもせず、朧月も、一天水の如く、光暈鏡よ似たる仲秋の月も、夏の夕の螢も、冬の朝の雪も、思ひ至らぬ隈なければ、家ハ、築山あり、泉水あり。山のたゞすまひ、水のながれ、眞ハ、山水の幽趣を得たり。

山の裾ハ、花園ありて、四季の花、交るゝ、咲き、山の岨ハ、石壇、斜まめぐりて、亭の立てる、燈籠の立てるも見ゆ。泉水ハ、笈あれば、谷陰ハ、庵室もあるなるべく、五橋を架けられ、燕子花も咲くなるべし。

此の風韵ハ、詩歌も見それ、書畫も見それ、建築、彫刻、其他、日常、百船の事も見それ、をもて、其の評も、亦、常ハ、是れより來たる事あるなり。彼の、歌ハ、今様をもて、古調より賤しとするハ、時の古今を論ずるよあらすして、氣韵の劣れるをいふなり。文字ハ、御家流をもて、唐様より俗なりとするハ、俗事ハ、多く用ひらるゝと、筆力の遒勁ならぬ

を論ずるゝあらずして、全く、字形、瀟灑たる所なきを  
いふなり。屋ハ、檜皮葺をもて、土蔵造より高尙なりとし、器  
物ハ、和琴をもて、三味線より優美なりとするハ、檜皮屋ハ  
ハ、貴人居りて、土蔵造の屋ハ、商人居り、和琴ハ、高貴の人  
も弾けども、三味線ハ、卑賤の人のみ弾くをもて論ずるゝ  
あらずして、其の形式の雅馴ならぬをいふなり。まゝ、浮世  
繪を、上段の間の床ハ、憚り、油繪を、茶室の額ハ、避くるハ、其  
の繪の丹青ハ、過ぎたる爲ゝあらず。濃淡を論ずる時ハ、土  
佐繪、狩野繪ハ、極彩色ありて、浮世繪、油繪の、特に、處を嫌  
むるゝハ、繪様ハ、風致の無ければなり。然れども、御國人ハ、

總て、いゝくハ、物の濃厚煩熱なるを好まぬをもて、家屋の  
簡易なる、衣服の單純なる、食味の淡泊なる、言語の、簡約  
して、輕捷なるハ、如く、畫題も、専ら、夕陽寒鴉、空山落木の景  
或ハ、茅屋數軒、籬落蕭條の景を擇ぶをもて、土佐家、狩野家  
の密畫ハ、ともすれば、文人の疎畫ハ、壓せらるゝ事あるな  
り。

○

左の一篇ハ、文永、弘安の、兩度ハ來たる、蒙古の繪詞にて、  
往年、人の需ハ依りて書きし者なり。蒙古の事ハ、世ハ、何  
くれと書きたる文も、あまゝあめれど、漢文ハ書きたる

を除きてハ、簡略にて、事の聞ゆるハすくなく、漢文の  
と、日記やうにて、當時の戦場の状ハ見えねバ、今ハ、此の  
卷尾ヲ添へて、上の尙武論を補ふ事とせり。

蒙古來る

人皇八十九代、龜山天皇の御宇、文永十一年と、人皇九十代、  
後宇多天皇の御宇、弘安四年との兩度、蒙古の大軍、對島、  
壹岐を掠めて、筑紫來り。此の時、鎌倉の執權ハ、北條  
時宗にて、九國、南海道、山陽道の、守護地頭、みな、太宰府に集  
りしりバ、馬塵、雲の如く、棚引き、車聲、雷の如く、轟き、合戦、既  
に始りてハ、矢叫、関の聲、磯うつ浪と響きあひて、攻むるあ

り、防ぐあり、逃ぐるあり、追ふあり。並木の松ハ青く、長濱の  
砂ハ白く、死屍ハ、黄むみて、水の上ハ漂ひ、傷つけるハ、朱  
染みて、陸の邊ハ、響くあり。

蒙古とハ、もと、韃靼北部の地名にて、一部落の酋長ハ、鐵木  
眞といふ者あり。其れが代ハ、近傍の部落を討從へて、人皇  
八十三代、土御門天皇の御宇、建永のころ、自ら、王となりて  
より、五代の忽心烈といふが代ハ至るまで、金といふ國  
をも、回々といふ國をも滅しまし、遂ハ、支那の本國、宋とい  
ふをも滅して、國號をも、元と稱へて、勢威きそめて強大な  
りしりバ、四方の國々、恐ぢ戦きて、貢物を献れる國、千餘國

よも至れりといふ。されば高麗も亦、既に属國は數へられらるゝ。高麗の人、趙彝とてあり。もと僧にて、諸國を歴めぐりしつゝ、異邦の言語をも聽き知れるが、蒙古王に見えて、日本の事を唆して、己が功名もせむやと思ひなりて、時々説き居りし程も、さらでどに、何國をかなと思へりし忽必烈は、やうく、其の心を悟りて、いらく喜び、やがて高麗王と謀しあわせて、黑的殿弘などいふを、和交の使として、國書、方物を献れり。此の時、龜山天皇の文永五年にて、鎌倉より、北條時宗、執權として居り。時宗、蒙古王の書辭の驕りたるを怒りて、返書もせて、使者どもは逐

返せり。趙彝は、なほ、何くれと謀れりし事もありしかば、終には、蒙古王にも用ひられずなりて、此方彼方をさすらひあるけり。

蒙古王は、使者の逐返されしを憤りて、文永八年、まゝ高麗の使者と俱ゝ、趙良弼といふを奉りて、尙ほ懲りずまゝ、和好の事を聞えしつゝ、時宗の心に、石もあらねば轉ぶべくもあらざりし間、忽必烈、憤まえたへて、遂に、九百餘艘の軍艦をうりへり。此の時、文永十一年十月五日、對島の國府より、俄り、八幡宮の假殿より、火焰おびよしく立騰れり。見えて、男も、女も、老いする、若き、騒ぎまどひて、東西走りちがふも、火焰はなくて、まゝ、俄り、夷賊の軍來されりといふ程こそあれ、守護代、右馬允惟宗、助國、八十餘騎を

將て、佐須の浦邊に待ち防ぎて、力をかぎり、戦へども、孤島として援くべき兵もなければ、憐むべし、家人と俱に磯の水泡と消えたるを、夷賊は、まゝ、壹岐に至りて、守護代、平景隆を自殺せしめ、女子を捉へて、其の手心に、索をとほして、船縁に繋がりしうへ、泣き叫ぶ聲、風になぐひて、遠く、近く聞ゆるまゝ、二島の男子は、悲憤は堪へず、腸なえ、肝心うするものうら、如何ともせんすべなければ、手を握り、齒を切ひしむりて、空しく、沖方を瞑みて居り。

夷賊は、二島の軍を勝ちて、勇めるまに、益々すゝみて、肥前の松浦に來り、松浦黨と戦ひて、亦、女子を捉へる

り。此の時、既、夷賊の事、近隣にも聞えしうへ、太宰府を危みて、鞭をあげ、馬をあふりて、四方より馳來るもの引きもきらず。家々の旗は、浦風なびき、振照す松明は、千里の外をも照すなり。馳來る武士は誰れぞ、少貳入道覺惠、其の子、三郎左衛門景資を、とめとして、鎮西奉行、大友出羽守頼恭、其の弟、戸次左衛門尉重秀、まゝ、菊池肥後守隆恭、其の子、二郎武房、三郎有隆、八郎康成、隆恭の弟、西郷三郎隆政、城六郎隆經、まゝ、葉室太郎高善、託磨別當太郎頼秀、難波二郎在助、千葉介頼胤、竹崎五郎兵衛尉秀長、江田又太郎秀家、三井三郎資長、三郎二郎資安、山田次郎重基、白石六郎通恭、

光友又次郎、山代階石志兼、其の子次郎、まゝ龍造寺、大村、有馬、高木、深堀、原田、山鹿、青屋、紀伊、臼杵、日田、兒玉等の氏々の人々よて、引率る兵士を數ふれば、十萬餘人と聞えり。沖方、遙り見渡せば、千萬の夷艦、樓をひきとる、梯を立てる、隙間もなく、艦舳を並べ、もやひを入れ、歩板をさへよ渡し、されば、五島より東方、博多の浦に至るまで、數十里の間、海上、さながら、陸地の如く、四面八方、帷幕をめぐらし、陣屋を構へて、異様な色々の旗をひるがへし、見もなれぬ矛盾突きとて、髮頭の如くいでとちとるが、兜甲の、青く、丹く、まゝ、萌黄、紫に染めなしとるを、霧みどりよ

甲ひなしして、馬は騎るもの、騎らぬもの、星の如く耀きあひ、豆の如くかさなりあひて、幾千、幾萬とも數へあへねば、唯と、海のくばみて、波浪の行方、方の變れるまを、大軍なりとハ知られける。海面の目うつし、後の方を見れば、石の堤、龍蛇の如く、十三四里をくねりめぐりて、海の方、切り立てとるが如く、陸の方、なごらうは削りなしして、土塀を築ける陣屋の、間もおろす立ちつけば、旗差物、弓の末、僅う、敵も見やめれど、鎧の袖の耀きて、鱗の如く疊りあへるハ、彼方よりハ見えざるべし。

文永十一年十月二十日、夷賊一齋、博多より來り、鼓を撃ち、鬨聲を作りて、陸に登れば、阿修羅めきする隊將の高處に據りて指揮する者あり。夷賊みな、其の指揮に従ひて、或は東に、或は西に、右より、左より、毒矢を射る事、雨の如くなる。また、敵は、鐵砲といふ物あり。砲丸は、鞠の大きき、燐の如くなるを、二三十つるべうち、間斷なく撃ちいとし、また、山川震ひ動きて、凄くなど言ふむくりなければ、互に、頓に、亂軍となりて、喚き叫びて戦ふ間、松浦黨をとりめて、山代、原田、日田、青屋等の將士、死傷する者、數

を知らず。竹崎季長、光友、又次郎も、亦に、既に、重創を負ひし。ついで、總軍、色めきさちて退くを、勝ちほこりする夷賊どもは、追ひすがひて、今津、佐原、百道原、赤坂の諸處に襲ひ來り、菊池、大友の勢を破りて、少貳覺惠を傷け、兵を放ちて、火を、各地の民舎につけする程に、烟燄、天を焦して、海も燬くる。りと思われする。雲の波間を飛び散る火燄は、津々浦々を焼拂ひて、火先は、やうく、宮崎の宮も及びたり。宮崎の宮と申すは、八幡の大神の別宮にして、人皇六十代醍醐天皇の御宇、延長元年の御創建なりしを、物の心もこきまへぬ、斯る怪しの夷賊どもは、今、此のすゝるなる所爲

をも志いでしなり。斯くて、日も、西方の山の端に傾きしり  
ば、終日の合戦も、兩軍俱も、力つられて、相退も退きしり  
太宰府の軍も、府の西方も、水城とて、往昔水を貯へて、新羅  
の來るも備へしる石壁の、十里許も亘れるかあるも籠り  
て、夜の明くるを待ち居しる程も、夜半むかりも、白衣を着  
しる神人の、弓箭を携へしる三十人むかり、宮崎の宮より  
出で來て、矢並をそろへて、夷賊の船を射るよと見えしも、  
其の鳴弦の夥しきも、譬へん方なく、大風俄りも吹起りて、  
海水を、半空も捲きあげしり、波浪の、天上より崩れおつ  
るも、船艦ども、大くも撃碎られて、唯ぞ、一艘の、辛く、志賀島

といふも遁れしるも、其の翌朝も、みな捉へられて、水城の  
ほとりもて斬られしり。

明年後宇多天皇の建治元年、忽必烈も、杜世忠、何文著、撒  
都魯丁の三人を、撒都魯丁の、回々國、高麗も遣し、高麗王の使と  
俱も、まゝ、和交の事を請もしむる間、使者ども、長門國、室津  
の浦も來しりしと聞えければ、時宗、やがて、鎌倉も召して、  
九月七日といふも、高麗の使者と五人を、龍の口も引出て、  
首を刎ねて、由井ヶ濱も梟けしりける。時宗の、此の雄々  
しさふるまひ、細戈千足國の手ぶりとして、天の下の人  
もぞりて、手を、額もあてて悦びあへるも、且つうも、神の御



心とぞ知られし。相模太郎時宗ハ、重ねて、夷賊の來らん事を慮れるまに、北條實政をもて、鎮西の探題とし、西海道、四國の兵士をもて、博多ヲ屯せしめ、山陽道、山陰道の兵士をもて、京都を護らしめ、東山道、北陸道の兵士をもて、越前の敦賀の津を成らしめたる間、弘安四年、夏のころ、忻都、洪茶丘などいふ者ども、蒙古の先鋒隊として、船艦九百餘艘、軍兵四萬餘人を引率て、對馬ヲ來り、陸地ヲ下りちて、此處彼處の在家ヲ亂入り、男女老幼の別なく、見るがまゝに擊殺し、壹岐ヲ轉りて、瀬戸の浦ヲ至れる。此處ハ、既う、少貳資時、龍造寺秀時等なり。部兵を指揮して、喚き

叫びて防ぎ戰へども、目ヨ餘る大軍なる。船樓ヲ構へる鐵砲をさへ發ち類れる。猛き心ハひるまねども、支ふる事あるをねバ、資時も亦、此の合戰ヲ討たれり。夷賊の軍ハ、勝つヲ乘りて、筑前ヲ進み、博多、宗像の沖合をめぐりて、志賀島、能古島ヲ據れるを見て、少貳の家人、草野次郎經長といふあり。夜ヲまぎれて、夷賊の船一艘を燒き、二十一人を斬りし。船艦みな鐵鎖をもて繋ぎあせせ、鐵砲を備へ、石弩をまうけて、寄り來る者を射んせり。此の時、太宰府ハ、蒙古の大軍來りしと聞えければ、秋田城次郎盛宗、軍事を督して、沿海を警衛し、守護地頭の

着到を悉るせるも、少貳覺惠、其の子、景資、大友貞親、菊池武房、赤星有隆、葉室高善、竹崎季長、相知比、山代榮、石志兼、宇久競、田尻三郎種重、其の弟、次郎種光、龍造寺季時、其の弟、家益、季友、原田種元、大村、島津の輩を初として、我れ後れど來集ひしり、其の勢、およそ二十萬、宗像、香椎、立花、多々良濱、青柳、宮崎、博多、今津、今張より、姪濱、松浦、平戸等に至るまで、陣屋をとりつゝけて、合戦、既し始りし程も、人叫び、馬躍りて、陸も、海も、天色、やうく物すごし。伊豫國の住人、河野六郎通有、もやう、博多を成れりしも、夷賊來りぬと聞えければ、伯父、伯耆守通時と、二艘の小舟をあやどりて、

夷艦の間を漕ぎ入り、樓かさなる大艦の、黄金、白銀ちりむめするも近づきて、乗り移らんと閃めくも、四面の艦より、毒矢、石弩、雨霰の如く射出させば、從兵、大りと撃たれて、伯父通時も、手を負ひ、其の身も、亦と、傷きするを、通有、なほいよゝ進みて、帆柱を仆して、梯子ごと、其の上より躍りて、艦中に入り、當るも任せて、薙ぎそらひつゝ、遂も、玉冠を着るも、夷賊の、大將めきするを擒まし、火を放ちて、漕ぎ歸るも、竹崎季長も、亦と、敵の艦を躍り入りて、數多の敵を斬りそぶれり。殊も、季長は、此の時、己が船をも待ちつけねば、城次郎の船も乗りて、唯ど一人して進みたり。

夷賊どもハ、戦ふ毎ハ、常ニ敗れて、氣倦み、力疲れしッバ、後軍を俟ちて、鷹島といふニ退ける間、范文虎といふ者、まニ、宗、蒙古、回々の兵、十餘萬、軍艦、三千五百餘艘を將て、前軍ニ加りし程ニ、旌旗ハ、夏山の雲の如く、矛ハ、冬野の薄の如く、海の上黒みヨリて、波の白きも見えヨリねバ、陸ニヒシツヨ連りて、進むあり、退くあり、鼓鳴り、銅鑼ひキ、石降り、矢飛びて、日毎、夜毎ニ戦ふま、早馬の注進、東西ニ馳せちグヒて、京、鎌倉、九州の間、櫛の子を引クガ如くなれば、六十餘州ハ、津々、浦々、在々、所々ニ至るまで、俗も、僧も、男も、女も、賤、山、賤、牛、ウツ童部も、いッバハせんニ危む程ニ、根なし

言ニヘ傳りて、世ハ、唯ニ、蒙古の一事ニのみなりて、それハ、奉幣の御使ハ、日として立ッぬ神社もなく、龜山上皇ハ、特ニ、御車ヨリ奉らて、御親ら、石清水宮ニ御幸なりて、終夜、御祈の事どもありき。斯くて、夏も暮れて、秋も、七月晦日といふニなりしニ、硫黄の香、博多の海面ニ薫り満ちて、何處ニともなく鳴動せるニ、其の夜半、すぐるほど、黒雲一面ニ敷きつらなりて、暴風、俄ヨリ吹起り、大雨、盆を覆スガ如く、電光の閃ク事、白晝ヨリも明ク、大雷、唯ニ鳴リヨ、鳴リニ、忽ち、つッ見えて、山の如き大浪、西北の方ヨリ、疊み來

とり、夷賊の軍を撃つ程こそあれ、鎖りつらねたる、大艦、小船、秋の木の葉と散りみどれて、飛ぶが如く、渦巻くが如く、沈むあり、浮ぶあり、流るゝあり、覆るあり、筑紫、濁まゝ、唯ど、大海原となりて、夜、やうく、一、明けもてゆけば、見渡すかぎりの浦邊より、潮汐、よゆられて漂ひ来る、夷賊の死屍、丹きあり、青きあり、一筋、重りあひて、瀆づとひよ、錦の縁をおきさる如く、磯回の隈より、紅葉の筈とせざる如く、よて、たましく、鷹島、遁れさる、雨やみ、風をさまるまゝ、少貳景資、襲われて、再び、水に溺れしを、唯ど、彼の范文虎の輩ぞ、一艘の船を索り出でて、辛く、命を生きとり

し。此の荒島風の吹出でんこそし程の事、諸の書どもも見えて、大く、世人も知れるなるを、なほ、其の、神風と言ひ傳ふる事のおぼろげならぬ由をいへば、此の時、八幡宮より、御寶殿の御戸、おのれと開けて、馬の轡の音、虚空に聞え、白羽の箭、黒雲の中を飛べりといひ、伊勢の風宮より、寶殿鳴りひびき、赤き雲あらされて、山川を照らせりといひ、まゝ、諏訪神社より、湖水の上、大蛇と似たる五色の雲、たなびきて、西方に飛べりといひ、日吉神社より、二十一社の錦の帳の神鏡、動きとりにいひ、小守、勝手の神社の鐵の盾、おのれと立ちならび、住吉の四所の神馬、鞍下、汗な

かれりといひ、まゝ、すべて、神名帳に載せらる二千八百六十餘社の更なり、櫻社、道祖の小社まで、御戸の開けぬはなかりといひ、まゝ、春日の神、鹿、熊野の靈、烏、氣比の白鷺、稻荷の命、婦、比叡の猿をそめて、諸社の神のつらひ者と聞えらるは、みな、虚空に走れりこそ、諸人の夢は見えりといふ。

此の蒙古の大變の世を知食し、後宇多天皇の、其のころ詠ませ給ひし御歌よ、「天津神國津社をいそひてぞ我が葦原の國をさまると宣せしを思ひ奉りて、此の國の人、何れありとも、己が氏神と産土神とよは、特は親し

く仕へ奉るべき事なりと。彼の、忠といひ、孝といふも、と、みな、此の神に仕ふる意をもて、君に仕へ、親に事ふるをいへるよて、直き、正しき、誠の心をいへるぞりし。

日本の人

物集氏著書目

既に上木せる、また、今上木

御國まなび

初編一卷、中編一卷、下編一卷、物集高見著、

此の書は、國學の、すべての趣を述べたる書にて、國學の歴史より、國書  
を讀むにつけての心得を論じ、また、國學の科目を、古學、文教、言語、修辭  
史乘の五門に分ち、古學門には、更に、神社、陵墓、氏族の部を立て、史乘門  
には、更に、代々の御法、古來の衣食住、藝能、諸禮、醫藥、書畫、遊戯、調度、器物  
等の部を立て、各々、其の沿革を略述して、初學の人の爲に、其の部門に  
用ふべき緊要なる書をも挙げてたり。

日本の人

既一卷、物集高見著、

此の書は、既に、内地雜居の時になれるをもて、日本の人として心得お  
くべき事をも、歴史によりて論じたる物にて、其の特性を説き、習俗  
を述べたるなどは、遠人の、國風を知らんとするに、かたへの、便とも  
なるべきなり。

撰新

日本文典

今上木せんとせるもの、

此の書は、次の大文典を抄録せるものなり。然れども、嘗だ、本書を、簡略  
に書けるにはあらず、別に、初學の爲に用意せる所あり。

撰新 **日本大文典** 今上木せんとせるもの、  
品辭篇三卷、屬辭篇二卷、物集高見著、

此の書ハ、品辭篇には、音韻、文字をはじめて、各品の言辭の性を論じ、屬辭篇に、各品の言辭の集合して、文を成す趣を論じ、また、章句の展暢、縮約より、文語分の轉置、錯誤等を論せり。總て、古書を引證して、問々、亦た、語法の沿革を述べたり、

**詞遣の栞** 今上木せんとせるもの、

此の書ハ、文典の附録にて、日本語法の、作用言、形状言の活用と、文尾の、との、へ、即ち、互爾乎波といふ物との、種々の變化ありて、各品の辭と並べて、一様に、文典の上のみにては、悟り得べきにあらねば、特に、一種の式をもて、茲に、其の法を示せるものなり。また、假字遣は、十四五年前に書きしもあれど、いかにぞや思はるゝもあれば、字音の假字と俱に、此の書にたぐへて物しつ。

**日本修辭通** 今上木せんとせるもの、

此の書ハ、文と歌との二篇に分ち、文に、會話、記録の二體に屬する、叙事文、紀事文、論文、釋文を論じ、また、文の、構造、修飾、及び、文脈、語調等の事、歴史、傳記、日記、紀行、軍記、物語、草子、語物、謠物等の文を論じ、歌には、長歌、短歌の種類より、歌の品格として分つべき、觀念、景象の歌を論じ、其の

**假字の栞** 一卷、物集高見著、

此の書ハ、假字會の用にと、假字のまがはしきどもを擧げて、字引の如くにて引きいづくべく物したるものなり。

**日本文明史略** 四卷、物集高見著、

此の書ハ、普通歴史と異にて、人文進歩のやうを書きたる物にて、五卷以下は、後醍醐天皇の御代、足利氏の世のさま、群雄割據のさま、當時の、神官、僧侶、農商のさま、及び、政治、文學、宗教のありしやうを述べ、織田、豊臣、徳川を経て、王政維新に至れるまでの事どもを述べたり。

**假字日本史** 六卷、物集高見著、

此の書ハ、編年の史にて、上世ハ、上古の言、中世ハ、中古の言とやうに、其の時代の言をもて、當時の事を書きたる物にて、かゝる類の歴史ハ、世に、いまだ聞えたらぬを、其の當時の言を用ひたるなどハ、事實の外に、言語の歴史としても観るべきものなり。

祝詞切麻

今上木せんとせるもの、

此の書は、祝詞の言をもを集めたる物なれど、詞毎に、註釋あれば、祝詞を作る爲のみならず、また古文を讀むにも便となる事あらん。

東語例

今上木せんとせるもの、

此の書は、萬葉集に見えたる、東國人の言を集めて註釋せる物なれど、亦た、かたへは、古代の方言の趣も知らるゝなり。

世繼千辭文

今上木せんとせるもの、

此の書は、神代より、今に至るまでの事實を、千辭の歌に作りたる物にて、歴史の事實を、諳誦して記憶せしめんとの用意なり。

世繼の歌

今上木せんとせるもの、

此の歌は、上の千辭文を作らんのに、先づ、二千餘言をもて、歴代の事實を、今様の歌に詠み試みたるものなり。

歌學新論

今上木せんとせるもの、

此の書は、上巻、物集高見著、  
二巻、物集高見著、  
三巻、物集高見著、  
四巻、物集高見著、  
五巻、物集高見著、  
六巻、物集高見著、  
七巻、物集高見著、  
八巻、物集高見著、  
九巻、物集高見著、  
十巻、物集高見著、  
十一巻、物集高見著、  
十二巻、物集高見著、  
十三巻、物集高見著、  
十四巻、物集高見著、  
十五巻、物集高見著、  
十六巻、物集高見著、  
十七巻、物集高見著、  
十八巻、物集高見著、  
十九巻、物集高見著、  
二十巻、物集高見著、  
二十一巻、物集高見著、  
二十二巻、物集高見著、  
二十三巻、物集高見著、  
二十四巻、物集高見著、  
二十五巻、物集高見著、  
二十六巻、物集高見著、  
二十七巻、物集高見著、  
二十八巻、物集高見著、  
二十九巻、物集高見著、  
三十巻、物集高見著、  
三十一巻、物集高見著、  
三十二巻、物集高見著、  
三十三巻、物集高見著、  
三十四巻、物集高見著、  
三十五巻、物集高見著、  
三十六巻、物集高見著、  
三十七巻、物集高見著、  
三十八巻、物集高見著、  
三十九巻、物集高見著、  
四十巻、物集高見著、  
四十一巻、物集高見著、  
四十二巻、物集高見著、  
四十三巻、物集高見著、  
四十四巻、物集高見著、  
四十五巻、物集高見著、  
四十六巻、物集高見著、  
四十七巻、物集高見著、  
四十八巻、物集高見著、  
四十九巻、物集高見著、  
五十巻、物集高見著、  
五十一巻、物集高見著、  
五十二巻、物集高見著、  
五十三巻、物集高見著、  
五十四巻、物集高見著、  
五十五巻、物集高見著、  
五十六巻、物集高見著、  
五十七巻、物集高見著、  
五十八巻、物集高見著、  
五十九巻、物集高見著、  
六十巻、物集高見著、  
六十一巻、物集高見著、  
六十二巻、物集高見著、  
六十三巻、物集高見著、  
六十四巻、物集高見著、  
六十五巻、物集高見著、  
六十六巻、物集高見著、  
六十七巻、物集高見著、  
六十八巻、物集高見著、  
六十九巻、物集高見著、  
七十巻、物集高見著、  
七十一巻、物集高見著、  
七十二巻、物集高見著、  
七十三巻、物集高見著、  
七十四巻、物集高見著、  
七十五巻、物集高見著、  
七十六巻、物集高見著、  
七十七巻、物集高見著、  
七十八巻、物集高見著、  
七十九巻、物集高見著、  
八十巻、物集高見著、  
八十一巻、物集高見著、  
八十二巻、物集高見著、  
八十三巻、物集高見著、  
八十四巻、物集高見著、  
八十五巻、物集高見著、  
八十六巻、物集高見著、  
八十七巻、物集高見著、  
八十八巻、物集高見著、  
八十九巻、物集高見著、  
九十巻、物集高見著、  
九十一巻、物集高見著、  
九十二巻、物集高見著、  
九十三巻、物集高見著、  
九十四巻、物集高見著、  
九十五巻、物集高見著、  
九十六巻、物集高見著、  
九十七巻、物集高見著、  
九十八巻、物集高見著、  
九十九巻、物集高見著、  
百巻、物集高見著、

詞の本末

今上木せんとせるもの、

此の書は、言語の根本枝葉を論じたる書にて、沿革史をも添へたり、

明治三十二年七月二十日印刷  
明治三十二年七月廿五日發行

定價金貳拾錢



發行兼著述者 物集高見  
東京市本郷區東片町百十六番地

印刷者 近藤圭造  
同市麴町區飯田町五丁目二十六番地

印刷所 近藤活版所  
同市麴町區飯田町五丁目八番地

發行所 國學院  
同市神田區西小川町十壹番地

發賣元 六合館

187  
50



